

70歳雇用制度導入 アドバイザー派遣のご案内

制度導入のための就業規則の制定・改正、高齢者雇用の課題解決を支援します！

高齢者雇用のお悩みに、「社労士」が丁寧にお応えします！

お気軽にお問い合わせください（お問合せ先は裏面）。



社員が70歳以上まで働ける制度作り



会社のニーズに沿った70歳雇用制度



定年、再雇用制度、勤務延長制度の違い



人件費や役職、退職金の考え方

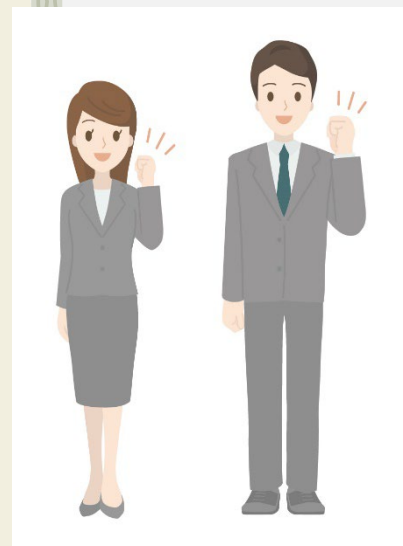


就業規則・賃金規程の見直し



高齢者の生産性向上

制度のメリット・導入時の助成金などをご案内し、
ニーズに沿った制度作りを提案・支援します。



埼玉県

委託運営：埼玉県社会保険労務士会



埼玉県社会保険労務士会
キャラクター「しゃろたま」

対 象	70歳以上までの雇用制度導入のため就業規則の制定・改正に興味をお持ちの企業（常時雇用する従業員が20人以下）
相談料等	相談料：無料 相談時間：1回2時間まで 回数：2回まで
支援方法	社労士が企業へ訪問して支援
申込方法	①FAX 裏面を記入のうえ、FAX(048-826-4866)で申込 ②HP 申込フォームで申込 70歳雇用アドバイザー 埼玉  https://employment70-pref-saitama.com



●埼玉県の関連事業のご案内（HP）

・「70歳雇用確保助成金」のご案内

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/joseikin/joseikin.html>

・シニア活躍推進宣言企業 申込方法のご案内

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/kakudai-jigyousu/suishin-sengen.html>



埼玉県マスコット「コバトン」

70歳雇用制度導入アドバイザー
派遣申込書(FAX:048-826-4866)

企業等名称		代表者氏名	
所在地	〒	電話 FAX	
事業内容		E-mail	
従業員数		初回の派遣希望時期	※2回目の派遣期日は初回派遣時に調整します。
制度導入の意向 (○を記載)	70歳以上雇用制度導入の意向有り	就業規則の有無 (当てはまる欄に○を記載)	・就業規則作成済で改正の意向有り ・未作成だが作成の意向有り
定年年齢等	・定年年齢 歳 ・継続雇用上限年齢 歳		
テーマ (当てはまる欄に○を記載)	・就業規則の作成・変更に向けて ・社内制度の整備 ・労働安全・衛生管理 ・その他()		
課題を詳細に記載してください			
担当者職・氏名		担当者連絡先	

※予算の上限に達した場合は募集を締め切らせていただきます。

※本申込書に記載いただく個人情報、アドバイザー派遣の調整のみ使用します。

【お問合せ先】 埼玉県社会保険労務士会（委託運営）

TEL : 048-826-4861 FAX : 048-826-4866

メールアドレス：employment70@saitamakai.or.jp

HP : <https://www.saitamakai.or.jp>

申込フォーム：<https://employment70-pref-saitama.com>

【埼玉県担当課】埼玉県産業労働部就業支援課 シニア・女性活躍支援担当

HP : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0816/index.html>